

○大阪市住宅供給公社競争入札指名停止措置要綱

制 定 平成 13 年 4 月 1 日

最近改正 平成 22 年 4 月 26 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）における契約事務（大阪市発注工事として取り扱われる市営住宅補修関係事務を除く。）の厳正かつ公正な執行を期するため、有資格者（大阪市住宅供給公社経理規程第58条に基づき、大阪市住宅供給公社理事長（以下「理事長」という。）が入札参加有資格者として適当と認めた者。以下同じ。）に対する指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第 2 条 理事長は、別に定める大阪市住宅供給公社競争入札指名停止審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止を行うものとする。ただし、第 2 項及び第 3 項に基づき、指名停止を行うときは、委員会の協議を経ることなく当該有資格者について指名停止を行うことができる。

2 理事長は、公社における契約事務のうち、大阪市発注工事として取り扱われる市営住宅補修関係事務については、大阪市契約管財局長が行う措置に従うものとする。

3 前項の他、大阪市競争入札指名停止措置要綱第 2 条第 1 項の規定により指名停止の措置が行われたときは、理事長は当該有資格者の指名停止を行うものとする。

4 前 3 項の指名停止の措置が行われたときは、理事長は、請負又は買入等に係る契約のため指名を行うに際し、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の基準)

第 3 条 有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 4 条 理事長は、指名停止を行う場合において、当該指名停止の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行う事由が生じたときは、当該共同企業体の構成員について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。公社が発注した工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の共同企業体について、指名停止の事由が生じたときは、当該指名停止の原因となった事案について責を負うべき構成員について指名停止を行う。

3 前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

第5条 削 除

(指名停止の期間及びその特例)

第6条 指名停止期間は、当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。

2 有資格者が、同一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって指名停止期間とする。ただし、当該指名停止の期間は36月を限度とする。

3 有資格者が、一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなったときの指名停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。ただし同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。

(1) 別表第3項又は第4項の措置要件に係る指名停止の起算日から1年以内に同種の措置要件に該当する事案を発生させたとき 1月を加算

ただし、指名停止の起算日が同日で別表第3項又は第4項の措置要件の二に該当したときは、当該措置要件に定める期間の合計に1月を加えるものとする。

(2) 別表第5項、第6項又は第7項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき 2倍(ただし、36月を限度とする。)

4 談合情報を得た場合、又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたのにもかかわらず、当該事案について別表第6項第1号、第6項第2号、又は第7項第1号の措置要件に該当することとなったときは、当該指名停止期間を36月まで延長することができる。

5 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたとき、若しくは情状に応じて別表各項及び前3項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、延長後の期間は、通算して36月を限度とする。

6 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、別表各項及び前4項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

7 有資格者が、別表第6項の措置要件に係る指名停止に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該指名停止の期間を2分の1とする。

8 有資格者が、別表第6項に該当し、かつ本条第2項から第6項までの規定による措置要件に係る指名停止に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは当該指名停止の期間を2分の1とする。

9 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、変更後の期間は36月を限度とする。

10 指名停止の期間中の有資格者から合併又は営業譲渡等により実質的に営業を承継したと認められる有資格者は、当該有資格者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

11 指名停止の期間中の有資格者から、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

12 指名停止の期間中の有資格者について、新たに別表各項の措置要件のいずれかに該当することと

なったときは、当該要件に定める期間に既に措置されている指名停止の残期間を加えて指名停止期間とする。ただし、当該指名停止の期間は36月を限度とする。

(工事事故の報告)

第7条 有資格者は、大阪府内において施工する工事において、事故が生じたときにはすみやかに公社に対し報告しなければならない。ただし、公社及び大阪市の発注工事以外の工事については、重大な事故に限る。

2 有資格者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、指名停止の期間を2倍に延長することができる。

(指名停止の通知)

第8条 理事長は、第2条第1項の規定に基づき指名停止を行い、第6条第9項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条第11項により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく書面で通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(指名停止等の公表)

第9条 理事長は、第2条第1項の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、指名停止事由、指名停止の期間等を公表し、第6条第9項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じて公表内容を変更し、又は第6条第11項の規定により指名停止を解除したときは、公表を取り下げるものとする。

2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき、入札参加資格の制限を行ったときの公表については、前項の規定を準用する。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 理事長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公社事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ緊急の必要がある場合には、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、当該指名停止の原因となった事由が公社の発注工事の死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、又は著しく反社会的な行為の場合は、この限りでない。

3 前項の規定により、指名停止期間中に随意契約を締結した場合には、当該有資格者の指名停止期間を延長することができる。

(下請等の禁止)

第11条 理事長は、指名停止の期間中の有資格者が公社の契約の全部又は一部の下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第13条 当該有資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、契約の相手方としてふさわしくない
と認められるときは、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(再度入札の際の取り扱い)

第14条 事情聴取の結果及び工事費内訳書の内容により、入札参加者が入札価格又は入札意思について
相談を行ったこと、独自に入札価格・工事費内訳を決定しなかったこと、若しくは落札者が決定す
る前に他の入札参加者に対して入札価格・工事費内訳書を意図的に開示したとして、又はその可能性
が高いと判断されるとして、当該入札を中止し、又は入札結果を無効とした場合、当該入札参加者の
全部又は一部を当該入札の再度入札に参加させないことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、理事長は、委員会の協議を経て
措置を決定する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
- 2 改正前の大阪市住宅供給公社競争入札指名停止要綱（平成21年11月1日施行）に基づき指名停止を
受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表

措 置 要 件	指名停止期間
<p>1 過失による粗雑な契約の履行等</p> <p>(1) 公社契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）</p> <p>(2) 公社発注工事に係る工事成績評定が不良であると認められるとき</p> <p>(3) 公社発注工事に係る施工管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>(4) 大阪府内で履行される公共契約で前2号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき</p>	<p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>2月</p>
<p>2 契約違反等</p> <p>(1) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む。）後契約を締結しなかったとき、又は契約を締結後契約を履行せず解除がなされたとき</p> <p>(2) 公社契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>(3) 履行期限を遅延したとき</p> <p>(4) 物品の納入等について減価採用したとき</p>	<p>24月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>3 公衆損害事故</p> <p>(1) 公社発注工事等の施工、遂行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、又は損害を与えたとき</p> <p>ア 重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき</p> <p>イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき</p> <p>(2) 大阪府内における一般工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p>	<p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p>
<p>4 工事等関係者事故</p> <p>(1) 公社発注工事等の施工、遂行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者の事故を生じさせたとき</p> <p>ア 重大な事故を生じさせたとき</p> <p>イ 負傷者を生じさせたとき</p> <p>(2) 大阪府内における一般工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事関係者の重大な事故を生じさせたとき</p>	<p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>5 贈 賄</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）、そのほかの役員又はその支店もしくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもの（以下「一般役員等」という。）又はその使用人が</p>	

<p>公社の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>24月</p> <p>18月</p> <p>12月</p>
<p>(2) 前号に掲げる者が、大阪市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>12月</p> <p>8月</p> <p>4月</p>
<p>6 独占禁止法違反行為</p>	
<p>(1) 公社契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 前号に掲げるもののほか、公社契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>12月</p>
<p>(3) 公社契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき</p>	<p>12月</p>
<p>(4) 前号に掲げるもののほか、一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>6月</p>
<p>7 刑法上の談合</p>	
<p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人が 公社との契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>24月</p> <p>18月</p> <p>12月</p>
<p>(2) 前号に掲げる者が一般契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>12月</p> <p>8月</p> <p>4月</p>
<p>8 虚偽記載</p>	
<p>(1) 公社の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札に関する調査資料に虚偽の記載をし、または、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳</p>	

<p>その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>ア 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(2) 定期又は随時の公社入札参加資格申請時において、入札参加資格申請書、添付書類等に入札参加資格に関わる事項について、故意又は過失により虚偽の記載をしていたとき</p>	<p>4月</p> <p>3月</p> <p>1～24月</p>
<p>9 暴力行為等</p> <p>有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人が、公社職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき</p>	<p>12～24月</p>
<p>10 建設業法違反行為</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人が、公社契約（本項においては下請け契約も含む。）に関して、建設業法違反の容疑により 逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(2) 前号に掲げる者が、一般契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 公社契約に関して、建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき</p> <p>ア 営業停止処分</p> <p>イ 指示処分</p> <p>(4) 一般契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき</p> <p>ア 営業停止処分</p> <p>イ 指示処分</p> <p>(5) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき</p> <p>ア 営業停止処分</p> <p>イ 指示処分</p>	<p>12月</p> <p>9月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>4月</p> <p>2月</p> <p>5月</p> <p>4月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>4月</p> <p>3月</p>
<p>11 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 工事請負等競争入札に関し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>ア 談合情報マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど公社職員の指示に従わないとき</p>	<p>12月</p>

<p>イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適當であると認められるとき</p>	<p>1～12月</p>
<p>(2) 公社契約の履行に当たり、暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下、「不当介入」という。）を受けた場合において、警察への届出又は公社への報告を行わなかったとき、又は公社契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が、暴力団員等から不当介入を受けた場合において、当該下請負人等に対し、警察への届け出又は公社への報告を行うよう指導しなかったとき</p>	<p>2月</p>
<p>(3) 第12条に定める警告等を受けた場合において、同一年度内に当該警告等の原因となった行為を再び行ったとき</p>	<p>1～12月</p>
<p>(4) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、その他契約の相手方として不適當であると認められるとき</p>	<p>1～12月</p>
<p>(5) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき</p>	<p>1～12月</p>